

東大阪市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 4 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

東大阪市立体育館条例施行規則（令和 2 年東大阪市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(専用使用の許可の申請等) 第5条 (略) 2 専用使用の許可を受けようとする者は、東大阪市立総合・東体育館専用使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。<u>申請した事項の変更（市長が定める変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。</u> 3 <u>前項前段の規定による申請をすることができる期間は、別表第1のとおりとする。ただし、第11条第1項第1号若しくは第2号に規定する事業であって、市長が特に必要と認める大会等又はその他市長が定める大会等を行う場合は、この限りでない。</u> 4 指定管理者は、専用使用の許可を行ったときは、東大阪市立総合・東体育館専用使用許可書を交付する。	(専用使用の許可の申請等) 第5条 (略) 2 専用使用の許可を受けようとする者は、東大阪市立総合・東体育館専用使用許可申請書<u>（様式第1）</u>を指定管理者に提出しなければならない。 3 <u>前項に規定する申請をすることができる期間は、</u>別表第1のとおりとする。 4 <u>前項の規定にかかわらず、第11条第1項第1号及び第2号に該当するとき、又は同項第3号から第6号までに該当する場合であって、市長が特に必要と認めた大会事業等を行うときの第2項に規定する申請は、前項に規定する受付期間の開始日前においても行うことができる。</u> 5 指定管理者は、専用使用の許可を行ったときは、東大阪市立総合・東体育館専用使用許可書<u>（様式第2）</u>を交付する。 6 <u>第2項及び前項の規定にかかわらず、東大阪市スポーツ施設情報システム（以下「情報システム」という。）を利用したときは、専用使用の許可を受けようとする者は第2項に規定する申請書の提出を、</u>

(専用使用許可に係る抽選申込等の制限)

第6条 専用使用の許可に係る抽選の申込みをすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内在住者、市内在学者又は市内在勤者

(2) 法人である団体にあつては、その事務所等の所在地が市内にあるもの

(3) 法人でない団体にあつては、その事務所等の所在地が市内にあるもの又はその代表者その他の責任者が市内在住者、市内在学者若しくは市内在勤者であるもの

2 指定管理者は、市長の承認を得て、専用使用の許可に係る抽選の申込回数及び先着順による専用使用の許可に係る申請回数について制限することができる。

(個人使用の許可の申請書等)

第7条 個人使用の許可を受けようとする者は、東大阪市立総合体育館個人使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、屋内プール又はトレーニングルームを使用しようとする者は、それぞれその利用券を提示しなければならない。

2 指定管理者は、個人使用の許可を行ったときは、東大阪市立総合体育館個人使用許可書を交付する。ただし、屋内プール又はトレーニングルームの個人使用に係る許可にあつては、当該許可書の交付を省略することができる。

(使用期間)

第8条 体育館の施設の使用の期間は、引き続き7日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用中止の届出)

第9条 専用使用の許可を受けた者は、体育館の施設

指定管理者は前項に規定する許可書の交付をそれぞれ省略することができる。

(専用使用の制限)

第6条 体育館の施設の抽選の申込みをすることができる者は、構成員の過半数が市内に居住し、在勤し、又は在学する者である団体とする。

2 指定管理者は、体育館の施設の抽選申込回数及び先着順使用許可申請回数について制限することができる。

(個人使用の許可の申請書)

第7条 個人使用の許可を受けようとする者は、東大阪市立総合体育館個人使用許可申請書 (様式第3) を指定管理者に提出しなければならない。ただし、屋内プールを使用しようとする者は、東大阪市立総合体育館屋内プール個人利用券 (様式第4) を提示しなければならない。

2 指定管理者は、個人使用の許可を行ったときは、東大阪市立総合体育館個人使用許可書 (様式第5) を交付する。ただし、屋内プールの個人使用に係る許可にあつては、当該許可書の交付を省略することができる。

(使用期間)

第8条 使用期間は、引き続き7日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用中止の届出)

第9条 専用使用の許可を受けた者は、体育館の施設

を使用する必要がなくなったときは、速やかに東大阪市立総合・東体育館専用使用中止届書を指定管理者に提出しなければならない。

(市外加算対象団体)

第9条の2 条例別表第1備考1の表の規則で定める使用は、法人である団体にあつてはその事務所等の所在地が市外にある場合における使用とし、法人でない団体にあつてはその事務所等の所在地が市外にあり、かつ、その代表者その他の責任者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外の者である場合における使用とする。

(附属設備の使用料)

第10条 (略)

(使用料の減免)

第11条 条例第7条の規定により体育館の施設の専用使用に係る使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 市内の社会教育関係団体、学校教育関係団体又は社会福祉関係団体が、それぞれ社会教育、学校教育又は社会福祉のための大会等の事業を行う場合 4割に相当する額

(4)～(6) (略)

2 条例第7条の規定により総合体育館の施設の個人使用に係る使用料を減額することができる場合は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者及びこれら

を使用する必要がなくなったときは、速やかに東大阪市立総合・東体育館専用使用中止届書（様式第6）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、専用使用の許可を受けた者が情報システムを利用することにより使用中止の届出をしたときは、同項に規定する届出書の提出を省略することができる。

(附属設備等の使用料)

第10条 (略)

(使用料の減免)

第11条 条例第7条の規定により体育館の専用使用に係る使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 市内の社会教育関係団体、学校教育関係団体又は社会福祉関係団体が、それぞれ社会教育、学校教育又は社会福祉のための事業を行う場合 4割に相当する額

(4)～(6) (略)

2 条例第7条の規定により総合体育館の個人使用に係る使用料を減額することができる場合は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者及びこれら

らの者の介助者が総合体育館の施設の個人使用を行う場合とし、その額は、当該個人使用に係る使用料の5割に相当する額とする。

3 条例第7条の規定により総合体育館の駐車場の使用料を免除することができる場合は、身体障害者手帳等の交付を受けている者及びこれらの者の介助者が総合体育館の施設の使用のため駐車場を使用する場合とする。

4 第1項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、東大阪市立総合・東体育館専用使用料減免申請書を指定管理者に（同項第3号又は第4号に掲げる場合は、体育館の施設の使用の日（以下「使用日」という。）の2月前の日の属する月の末日までに指定管理者に）提出し、その承認を受けなければならない。

5 （略）

（使用料の還付）

第12条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

（1） 体育館の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責に帰することができない理由により使用することができなくなった場合 全額

（2） 条例第6条第4項に規定する附属設備の使用料を前納していた場合において、やむを得ない理由により当該附属設備を使用しなかった場合 全額

（3） 第9条の規定による東大阪市立総合・東体育館専用使用中止届書の提出があった場合 次

の者の介助者が総合体育館の個人使用を行う場合とし、その額は、当該個人使用に係る使用料の5割に相当する額とする。

3 条例第7条の規定により総合体育館の駐車場の使用料を免除することができる場合は、身体障害者手帳等の交付を受けている者及びこれらの者の介助者が総合体育館の使用のため駐車場を使用する場合とする。

4 第1項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、東大阪市立総合・東体育館専用使用料減免申請書（様式第7）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

5 （略）

6 第4項の規定にかかわらず、情報システムを利用することにより使用料の減額又は免除を受けようとする者は、情報システムの利用者登録の申請に併せて、東大阪市スポーツ施設情報システム利用者減免登録申請書（様式第9）を指定管理者に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第12条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

（1） 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責に帰することができない理由により使用することができなくなった場合 全額

（2） 条例第6条第4項に規定する附属設備等の使用料を前納していた場合において、やむを得ない理由により当該附属設備等を使用しなかった場合 全額

（3） 第9条の規定による東大阪市立総合・東体育館専用使用中止届書の提出があった場合 次

のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 使用日前30日までのもの 5割に相当する額

イ 使用日前15日までのもの 2割に相当する額

2・3 (略)

4 前3項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、東大阪市立総合・東体育館使用料還付申請書に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(専用使用許可の申請等の特例)

第12条の2 専用使用の許可の申請等の手続は、第5条第2項前段及び第4項並びに第9条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織を用いて行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を用いて施設の使用の許可を受けた者に係る前条第4項の規定の適用については、同項中「に使用許可書を添えて指定管理者」とあるのは、「を指定管理者」とする。

(遵守事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 体育館の施設の使用を終了したときは、指定管理者の点検を受けなければならないこと。

(5) (略)

(設備の許可)

第16条 条例第10条第2項の規定による特別な設備を設け、又は変更しようとするときは、東大阪市立総合・東体育館内部設備設置(変更)申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならな

のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 施設の使用日前30日までのもの 5割に相当する額

イ 施設の使用日前15日までのもの 2割に相当する額

2・3 (略)

4 前3項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、東大阪市立総合・東体育館使用料還付申請書(様式第10)を指定管理者に提出しなければならない。

5 指定管理者は、前項に規定する申請について還付すべき正当な理由があると認めるときは、当該申請者に対し、東大阪市立総合・東体育館使用料還付決定通知書(様式第11)を交付する。

(遵守事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 体育館の使用を終了したときは、指定管理者の点検を受けなければならないこと。

(5) (略)

(設備の許可)

第16条 条例第10条第2項の規定による特別な設備を設け、又は変更しようとするときは、東大阪市立総合・東体育館内部設備設置(変更)申請書(様式第12)を指定管理者に提出し、その許可を受け

い。	なければならない。
2 指定管理者は、特別な設備の設置又は変更を許可したときは、東大阪市立総合・東体育館内部設備設置（変更）許可書を交付する。	2 指定管理者は、特別な設備の設置又は変更を許可したときは、東大阪市立総合・東体育館内部設備設置（変更）許可書（様式第13）を交付する。

別表第1 総合体育館の部アマチュアスポーツのための大アリーナ又は研修室の全面使用の項中「アマチュアスポーツのための」を削り、「2月前」を「4月前」に、「11日」を「7日」に、「12日」を「8日」に、「13日から19日まで」を「9日から14日まで」に、「使用日の3月前の日の属する月」を「同月」に改め、「末日まで」の次に「（当該最終土曜日が同月の末日である場合は、同日）（電子情報処理組織を用いて申請を行う場合を除く。）」を加え、「13日から使用日の前日まで」を「15日から使用日（電子情報処理組織を用いて申請を行う場合は、使用日の前日）まで」に改め、同部アマチュアスポーツのための小アリーナ又は武道場の全面使用の項中「アマチュアスポーツのための」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「全面使用」の次に「又は総合体育館の施設（屋内プールを除く。）の区分使用」を加え、「11日」を「7日」に、「12日」を「8日」に、「13日から19日まで」を「9日から14日まで」に、「13日から使用日の前日まで」を「15日から使用日（電子情報処理組織を用いて申請を行う場合は、使用日の前日）まで」に改め、同部アマチュアスポーツ以外のための体育館の各施設の全面使用の項及び体育館の施設の区分使用の項を削り、同部屋内プールの全面使用の項の次に次のように加える。

屋内プールの区分使用	—	—	—	使用日の2月前の日の属する月の21日から1月前の日の属する月の20日まで
------------	---	---	---	--------------------------------------

別表第1 東体育館の部を次のように改める。

東体育館	東体育館の施設の専用使用	使用日の4月前の日の属する月の1日から7日まで	使用日の4月前の日の属する月の8日	使用日の4月前の日の属する月の9日から14日まで	使用日の4月前の日の属する月の15日から使用日（電子情報処理組織を用いて申請を行う場合は、使用日の前日）まで
------	--------------	-------------------------	-------------------	--------------------------	--

別表第1 備考を次のように改める。

備考

1 電子情報処理組織を用いない場合において、この表に定める期間の初日が休館日に当たるときは、当該期間は当該休館日後の直近の休館日でない日から開始するものとし、この表に定める期間の末日が休館日に当たるときは、当該期間は当該休館日前の直近の休館日でない日に終了するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、抽選申込受付期間、抽選日、当選者使用許可申請受付期間及び先着順使用許可申請受付期間を変更することができる。

様式第 1 から様式第 13 までを削る。

附 則

1 この規則は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の東大阪市立体育館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の体育館の施設の使用について適用し、施行日前の体育館の施設の使用については、なお従前の例による。

3 施行日以後の体育館の施設の使用に係る手続については、施行日前においても、新規則の規定の例により行うものとする。